

一戸町立小中学校に就学すべき者の指定に係る「教育委員会が特に認める場合」についての要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、一戸町立小中学校に就学すべき者の指定に関する規則（昭和44年一戸町教育委員会規則第5号。以下「規則」という。）第3条に基づき、規則第3条の教育委員会が特に認める場合についての要綱を定めるものとする。

(認める場合の要件)

第2 規則第2条の教育委員会が特に認める場合は、次の事項とする。

- (1) 学区（教育委員会が指定した通学区域をいう）外の特殊学級へ就学を希望する場合
- (2) 住居移転で転学すべき児童生徒で相当の理由がある場合
- (3) 居住地域が就学を希望する学区として客観的に認められる場合
- (4) 親の監護（またはそれに代る監護）を確保するため、または親権の代行を受ける場合
- (5) 建築中の家が他学区に完成する見込み世帯の児童生徒で保護者が希望する場合
- (6) 児童生徒の生徒指導上必要な場合
- (7) 小規模校（小学校5学級・中学校3学級未満の学校という）に在籍する児童生徒及びその学校に就学予定の児童生徒で、隣接する適正規模校に転入学を希望する場合
- (8) その他教育委員会が認めた場合

(申請手続き等)

第3 第2各号のいずれかに該当する就学予定者及び在籍者で指定校以外の学校を希望する児童生徒の保護者は、申請書（様式第1号）を教育委員会に提出するものとする。

- 2 保護者は、第4による就学校変更許可後、申請理由に変更があった場合申し出なければならない。

(許可)

第4 教育長は、前第3に基づき申請書を受理した場合、速やかに当該事項を審査し適当と認められるものについて就学校変更許可通知書（様式第2号）により、保護者に就学校の変更を通知するものとする。また、適当と認め難いものについても、その旨を通知するものとする。

(許可の取消)

第5 教育長は、保護者等から申請理由の消滅の申し出があった場合、または第3の申請内容が事実と相違していることが判明した場合は、許可の取消しをすることができる。

この要綱は、平成11年2月1日から施行する。